

県北広域振興局長告示第19号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月20日

県北広域振興局長 松岡 博

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0331300012	指定相談支援事業所「カシオペア」	二戸市石切所字川原28番地7	特定非営利活動法人カシオペア障連
0333200012	相談支援事業所「中山の園」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0331300012	指定相談支援事業所「カシオペア」	二戸市石切所字川原28番地7	特定非営利活動法人カシオペア障連
0333200012	相談支援事業所「中山の園」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団